

広報

ゆざわ

湯沢市にお住まいの皆さま、
湯沢市で働く皆さまへ

～新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ(5月11日現在)～

市民の皆さまには、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご協力いただき、ありがとうございます。

国内では、いまだ感染に歯止めがかからない状況ではありますが、感染拡大を食い止め、一日も早く安全な日常を取り戻すためには、市民の皆さま一人一人の心掛けと行動が必要不可欠であり、企業・団体・地域におかれましても、できる限りの取り組みが必要です。

市といたしましても、国や県と連携・協力しながら、国難とも言えるこの未曾有の事態に全力を挙げて対処してまいります。

今回の臨時号では、国・県の支援策とあわせまして、市独自の支援策が5月11日の市議会臨時会において可決されましたので、市民の皆さまや事業者の皆さまへお知らせいたします。

新型コロナウイルスの感染は他人ごとでも、遠くの街の出来事でもありません。自らを守ること、そして自分の大切な人を守ることが、社会を守ることにつながります。市民一丸となり、この非常事態を乗り越えていけるよう、更なるご協力をお願いします。

湯沢市長 鈴木 俊夫

特別定額給付金給付事業

44億 900万円

家計への支援を目的に、4月27日時点において市の住民基本台帳に記録されている方に対して、一律10万円を給付します。

郵送またはオンライン方式による申請を基本とし、郵送申請の手続きなどについては、5月19日頃までに市から郵送で個別に案内し、5月19日から受付を開始します。オンライン申請についてはマイナポータルでの手続き(マイナンバーカードが必要です。)をお願いします。

問 総務課特別定額給付金対策室

平日 8:30～17:15

土日 9:00～17:00
(6/14まで)

☎ 56-8133


<http://www.city-yuzawa.jp/corona01/3817>

事業者持続化給付金給付事業

3億 7,837万円

市内事業者への支援を目的に、市内に事業所を置く法人または個人事業者で、令和2年2月から6月までのいずれか1カ月の売り上げが前年同月比で20%以上減少した方に対して、一事業所につき20万円または10万円を給付します。

■申請書 市ホームページからダウンロードまたは電話により請求

■申請方法 原則、郵送による

■受付期間 5月12日(火)から7月31日(金)まで

■給付額 ▷法人 / 一律20万円

▷個人事業者 / 前年の営業収入が240万円以上の方は20万円、120万円以上240万円未満の方は10万円

問 商工課商工労政班

平日 8:30～17:15

土日 9:00～17:00
(5/24まで)

☎ 55-8186


<http://www.city-yuzawa.jp/corona03/3829>

ステイホーム支援ふるさと湯沢便事業 ▲ 808万円



帰省や外出などを控え自粛生活を送る市出身学生に対して、市内で生産されたマスクや消毒液、食料品などの地域産品を贈り応援します。

<http://www.city-yuzawa.jp/corona01/3826>

- 対象者 市外にお住まいの市出身の高校生・大学生・短大生・高専生・大学院生・専門学生・予備校生
※市に住所を置いたままでも、市外に居住していれば対象となります。
- 申請方法 市ホームページ内の専用Webフォームに、希望する品と氏名・住所などの必要事項を入力
※本人確認のため、学生証などの写真を添付してください。

- 受付期間 5月16日(土)から6月30日(火)まで
- 発送 6月から順次発送

問 協働事業推進課若者女性未来班

8:30～17:15
(土日・祝日除く)

☎ 55-8274

市民の 皆さまへ

生活困窮者自立支援事業 ▲ 24万円

生活困窮者自立支援法施行規則の改正により、住居確保給付金の対象を拡大して支給します。



<http://www.city-yuzawa.jp/corona01/3825>

- 対象者 離職・廃業から2年以内または休業などにより収入が減少し、離職などと同程度の状況にある方
- 申請方法 湯沢市社会福祉協議会へ相談のうえ申請

問 湯沢市社会福祉協議会 8:30～17:15(土日・祝日除く) ☎ 73-8696
福祉課地域福祉班 8:30～17:15(土日・祝日除く) ☎ 73-2122

事業者の 皆さまへ

子ども・子育て支援事業 ▲ 243万円

保育所や認定こども園における、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る経費を支援します。

対象事業所には、市から個別に案内します。

- 対象経費 マスク、消毒液などの購入経費

問 子ども未来課児童福祉班 8:30～17:15(土日・祝日除く) ☎ 78-0166

飲食店応援プロジェクト支援事業 ▲ 274万円

市内飲食店を対象に、プロジェクト実行委員会がインターネット上で販売する「先払い飲食券」など、飲食店の利用促進に向けた取り組みを支援します。

プロジェクト実行委員会では参加店舗を募集しています



問 湯沢商工会議所

9:00～17:00
(土日・祝日除く)

☎ 73-6111

【参加申込フォーム】

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSe9r4MNeeASAjKj9aEYky0MMhDqtOydIfZKP2hSCx1h1oFOaw/viewform>

問 商工課商工労政班

8:30～17:15
(土日・祝日除く)

☎ 55-8186

子育て世帯への臨時特別給付金支給事業

4,283万円

子育て世帯への特別支援金支給事業

4,819万円

子育て世帯の生活支援を目的に、児童手当を受給する世帯に対して、対象児童一人につき2万円（公務員は1万円）を支給します。6月8日に児童手当指定口座に振り込みします。


また、ひとり親家庭などへの支援として、児童扶養手当を受給する世帯に対して、3万円を支給します。5月29日に児童扶養手当指定口座に振り込みします。

手続きは不要ですが、対象者には、市から郵送で個別に案内します。

■支給対象者

▷令和2年4月分（新高校1年生については3月分）の児童手当受給者（特別給付除く）

▷令和2年4月分の児童扶養手当受給者


 子ども未来課児童福祉班

8:30~17:15
(土日・祝日除く)

 78-0166

傷病手当金(国保) 120万円

国民健康保険の被保険者のうち、給与収入のある方が新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われ、就労できない期間が3日を超える場合に傷病手当金を支給します。該当する場合は電話で問い合わせください。

 市民課国保年金班

8:30~17:15
(土日・祝日除く)


 55-8164



<http://www.city-yuzawa.jp/kokuho02/3834>

子育て世代包括支援事業 8万円

妊婦さんに対して、布マスクを毎月2枚ずつ配布します。手続きは不要です。

 子ども未来課子ども子育て応援班

8:30~17:15
(土日・祝日除く)

 55-8275

旅館などの上下水道料金助成 2,002万円

市内事業者への支援を目的に、旅館や飲食店などの上下水道料金を助成します。

■対象施設 市内において旅館、ホテルおよび主として飲食店営業・喫茶店営業をしている施設

■対象者 対象施設の上下水道の使用者（貸店舗などの賃貸所有者は除く）

■助成額 6月から10月までの連続した3カ月分の上下水道料金


■申請方法 ①市上下水道お客様センターに電話（上下水道料金等納入通知書および食品衛生法の営業許可または風営法の営業許可の許可証を準備してください。）

②市ホームページから申請書をダウンロードし、FAX又は郵送

■申請締切 1回目／5月25日(月)（6月分から助成適用）

2回目／6月22日(月)（7月分から助成適用）

3回目／7月20日(月)（8月分から助成適用）

 上下水道お客様センター（〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号）

8:30~17:15 (土日・祝日除く)

 73-2165  72-2299




<http://www.city-yuzawa.jp/corona03/3822>

温泉給湯使用料の減免 100万円

小安地区における温泉給湯事業者への支援を目的として、温泉給湯使用料を減免します。

対象事業所には、市から個別に案内します。

■減免期間 4月から6月までの3カ月分

 観光・ジオパーク推進課観光物産班

8:30~17:15(土日・祝日除く)

 55-8180

その他の取り組み

事務補助員緊急臨時雇用

1,406万円

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、内定の取り消しや、離職を余儀なくされた方などへの緊急雇用対策として、会計年度任用職員を緊急臨時雇用します。

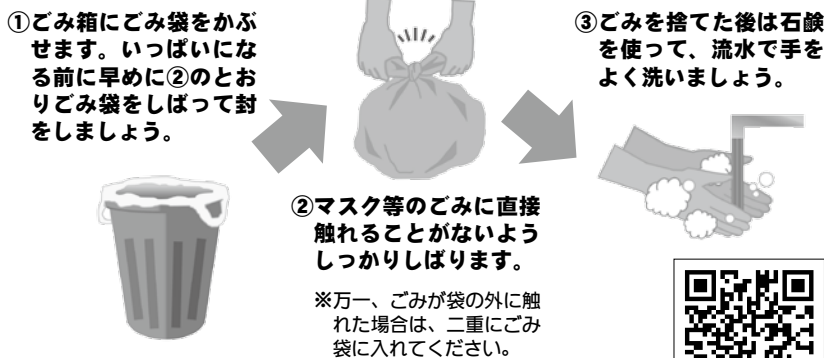
- 雇用人数 事務補助員8人、現場作業員2人
- 任用期間 6月から3月までの間で職務内容により相違あり
- 申込方法 ハローワーク湯沢にて

問 総務課人事給与班

8:30～17:15
(土日・祝日除く)

☎ 55-8245

新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスクなどの捨て方



<http://www.city-yuzawa.jp/corona02/3814>



市 公共施設を開館しました

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため利用を休止していた市公共施設を、5月7日(木)から一部を除き通常どおり開館しています。

一人一人が感染予防対策を心掛け、適切に施設をご利用くださるようお願いします。

市民の皆さまへのお願い

新型コロナウイルスの危機を一刻も早く収束させるため、次の事項について引き続きご理解とご協力をお願いします。

- 1 県外には行かない! 県外から呼ばない!**
◎県外との移動で県境をまたいだ移動を、真にやむを得ない場合を除き避ける。
◎県外から来られた方は、自らが感染していることを想定し、2週間程度外出を控え、人との接触を最小限にする。
- 2 密閉・密集・密接の「3密」を避ける**
◎集団感染の原因となり得る「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話する密接場所」の3条件が重なる場所を避ける。
◎多人数または不特定の県外の方が参加するイベント、会合等の開催を控える。
◎比較的少人数(最大でも県民50人程度を想定)のイベント等については、感染予防対策を講じた上で開催する。
- 3 人との距離をとろう**
◎人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- 4 外出時などはマスクを着用**
◎外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用する。
- 5 手洗いをしっかり**
◎まめに手洗い・手指消毒を行う。
◎手洗いは30秒程度かけて水とせっけんですっきり洗う。

新型コロナウイルス感染症の相談や症状がある方は

あきた帰国者・接触者相談センター
(コールセンター)

24時間受付

☎ 018-866-7050

9:00～21:00 (毎日)

☎ 0570-011-567

9:00～17:00 (毎日)

☎ 018-895-9176

問い合わせ

新型コロナウイルス感染症に係る「湯沢市対策本部」(☎73-2111)
湯沢市ホームページ 新型コロナウイルス感染症特設ページ (<http://www.city-yuzawa.jp/corona/>)

